

簡易生命保険特約簡易生命保険約款《抜粋》

手術保険金の支払対象となる手術は、次のとおりとします

- 1 頭蓋腔を露出した状態で、頭蓋腔に操作を加えるもの
- 2 胸腔を露出した状態で、胸腔内に操作を加えるもの
- 3 腹腔又は骨盤腔を露出した状態で、腹腔内又は骨盤腔内に操作を加えるもので、次に掲げる以外のもの
 - (1) 前立腺、尿道、膀胱及び尿管に操作を加えるもので経尿道的に行なうもの
 - (2) 膣及び子宮壁に操作を加えるもので経膣的に行なうもの
 - (3) 肛門及び直腸壁に操作を加えるもので経肛門的に行なうもの
- 4 肋骨、胸骨、椎骨若しくは骨盤の切除若しくはゆ合のために行なう観血手術又は脊柱管内に操作を加える観血手術
- 5 目、耳又は顎に操作を加えるもので、次に掲げるもの
 - (1) 眼球全摘除術（眼球内容除去術を含みます。）
 - (2) 鼓室形成術、内耳全摘除術、乳様突起開放術又は迷路開窓術
 - (3) 下顎骨離断術
- 6 上肢を腕関節以上で、又は下肢を足関節以上で離断するもの
- 7 悪性新生物を摘出するもので、6に該当しないもの

備考

- [1] 頭蓋腔とは、後頭骨、蝶形骨、側頭骨、頭頂骨及び前頭骨によって形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳突洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
- [2] 胸腔とは、胸椎、肋骨、胸骨及び胸壁筋により形成される胸郭腔をいい、第一肋骨、胸骨柄及び第一胸椎上縁を結ぶ面を上界とし、横隔膜を下界とします。
- [3] 腹腔とは、前腹筋、後腹筋、腰椎、胸椎及び腸骨翼により形成される腔をいい、横隔膜を上界とし、仙骨岬角、腸骨弓状線、恥骨楯及び恥骨結合を結ぶ面を下界とします。
- [4] 骨盤腔とは、恥骨、坑骨、腸骨体、仙骨、尾骨、尿生殖隔膜及び骨盤隔膜により形成される腔をいい、仙骨岬角、腸骨弓状線、恥骨楯及び恥骨結合を結ぶ面を上界とします。
- [5] 眼球内容除去術とは、強膜のみを残し、眼球の内容の全部を除去するものをいいます。